

2021年度

自己点検・評価報告書



学校
法人 日本女子大学

2021年度自己点検・評価報告書について

2021年度 自己点検・評価委員会
委員長 宮崎 あかね

2021年度の日本女子大学自己点検・評価報告書をここに公表いたします。

本学は2019年度に公益財団法人大学基準協会による第3期大学評価（認証評価）を受審し、内部質保証の推進を担っていた大学改革運営会議、自己点検・評価委員会、及び大学評議会の相互関係性について指摘を受けました。これを受け、2020年度に内部質保証の新体制を構築し、役割と関係性を明確化しました。新体制では、教学部門の意思決定機関として大学執行部会議、大学執行部会議の諮問機関として大学改革運営会議、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会をそれぞれ設置し、2021年度から運用を開始することとしました（p. 18参照）。

これに伴い自己点検・評価についても体制を刷新し、教学と法人に関する点検・評価を総合的に実施することとしました。新たな自己点検・評価委員会内には教学、教育研究等環境、入試、学生、社会連携、大学運営・財政の6つの部門を設置しました。学校法人の2021年度事業計画に基づいて常任理事会及び大学執行部会議が決定した重点項目に関して部門ごとに到達目標を策定し、取り組み状況について点検・評価を実施しました。

また、本学の取り組みについて他大学、自治体、企業と様々な立場・視点からご意見をいただくために、2018年度より自己点検・評価委員会の下に外部評価委員会を設置しております。2021年度は①教育課程・学習成果、②教育研究等環境、③社会連携・社会貢献、④社会人の受入れ環境整備、の4つのテーマについて客観的な評価を行っていただきました。貴重なご意見・ご提言を今後の日本女子大学の発展に活かすべく、具体的かつ迅速に取り組んで参ります。

日本女子大学は2021年度に創立120周年を迎え、4学部15学科が創立の地である目白キャンパスに結集しました。今後は学部・学科を再編し、女子総合大学としての基盤強化を図ります。2022年4月には理学部の2学科名称変更、2023年4月には国際文化学部（仮称）の新設、2024年4月には建築デザイン学部（仮称）の新設を予定しています。新しい自己点検・評価体制の下、教育と研究を不断に改善し続け、教学マネジメントを健全に行っていく所存です。

本報告書が、日本女子大学の取り組みについてご理解いただく一端となれば幸いです。

目 次

2021年度 自己点検・評価	3
① 教学部門	3
② 教育研究等環境部門	4
③ 入試部門	5
④ 学生部門	5
⑤ 社会連携部門	7
⑥ 大学運営・財政部門	10
日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則	12

2021 年度 自己点検・評価

① 教学部門

1. 現状の説明

【教育の質保証及び学修者本位の教育への転換】

2021 年度に優先的に取り組む課題を決定し、教育の質保証に向けた方策の推進と学修者本位の教育への転換に向けて次の 4 点について取り組み、当初のスケジュール通り実現させた。

- ①「履修科目登録の上限単位数に関する申し合わせ」の履修科目登録の上限単位数に係る記載を見直し、一部改正した。引き続き、単位の実質化への対応を進める。
- ②授業アンケートの質問内容の見直しを行い、設問を変更した。また、学科内・委員会内等でアンケート結果を活用できるよう、アンケート結果の閲覧権限を広げる変更を行った。加えて、全授業終了を待たずに改善が可能な項目については早期に改善を図るために、2022 年より中間アンケートを任意で実施することを決定した。
- ③「学修者本位の大学教育の構築を目指して」と題して、学内組織の JWU 女子高等教育センター主催セミナーを 2 回開催し、教職員への涵養に努めた。
- ④ディプロマポリシーの見直しに向けた説明動画を作成し、教職員に視聴させ、意見を募集し、JWU 女子高等教育センター内で具体的な案の作成に着手した。

【質の高い遠隔授業の提供】

2021 年度の対面授業と遠隔授業のハイブリッドによる授業方針の実施とその検証を行った。遠隔授業の実施において、学生への授業アンケートや教員への調査等により、教育内容・教育効果・学修成果を多角的、客観的に検証し、質の高い遠隔授業の提供体制及び遠隔授業（オンデマンド授業）の双方向性の向上等、遠隔授業の質保証に努めた。同時に遠隔授業を有効に機能させるための時間割編成（6 時限新設等）についても検討した。その結果については、大学公式ホームページにおいて 2022 年 12 月 21 日付け学長メッセージとして公表した。

【新たな教員採用計画】

将来的な教育課程再編や教育改革に迅速かつ柔軟に対応できるよう、新たな教員採用計画を策定した。大学執行部会議の下に設置された大学人事検討委員会での具体的な専任教員削減計画を策定するため、大学人事検討委員会内にワーキンググループを設置し、検討を行った。その過程においては、様々な指標を用いた検討を行い、策定した計画案について、学科ごとの説明会を開催した。大学執行部会議への提案を行い、大学改革運営会議でも説明を行った。今後の教育課程再編や教育改革に対応できるよう、今後の大学教員人事に係る採用プロセスを整理し、教員選考規則の一部改正を行った。

2. 改善の方策

【教育の質保証及び学修者本位の教育への転換】

2023 年 4 月からの新しい大学のディプロマポリシーの策定に合わせ、学科のディプロマポリシーやカリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの策定を推し進める。

導入への道筋をつけたポートフォリオについて、2023 年度の本格導入に向けて各所との調整が必要となる。

履修科目登録の上限単位数に係る記載の見直しに関して、大学基準協会が定める「評価に係る各種指

針」単位の実質化を図る措置（年間 50 単位未満で設定していることを目安とする）への対応が必要となる。

【質の高い遠隔授業の提供】

新型コロナウイルス感染症の影響により再度遠隔授業の需要が高まる可能性もある。状況に応じた柔軟な対応と、質の高い遠隔授業を提供できる体制の維持、及び継続的な検討が必要である。

具体的には、大人数の遠隔授業（オンデマンド型）における双方向性の確保、受講者間の意見交換の機会設定及び成績評価方法などを、JWU 女子高等教育センターの FD 推進にて検討する。

【新たな教員採用計画】

2021 年度に改正を行った教員選考規則について、検証を行う。また、専任教員の昇任人事についての規程を策定する。

② 教育研究等環境部門

1. 現状の説明

【情報通信技術（ICT）を活用した教育の推進と学生支援】

LMS（manaba）による授業支援の高度化として、テスト回答時間の設定機能、学生への個別指導機能を追加した。遠隔・ハイブリッド授業への利便性向上とともに、授業時間外や非常勤講師による指導に貢献することが期待される。グラフィック、デザイン系ソフトウェアへの要望の高まりに対応し、コンピュータ演習室 2 に Adobe Creative Cloud のライセンスを追加した。第 1 LL 教室、多目的室、物理情報演習室に ICT 機器を活用したアクティブ・ラーニング教室環境を整備した。無線 LAN 導入に係る入札を、2021 年 8 月 20 日に実施した。業者の決定後、詳細設計を行い、2022 年 3 月末に作業を完了した。

【研究支援体制の整備】

研究者が研究プロジェクトに専念できる時間を確保するため、バイアウト制度等を導入した。本年 4 月の常任理事会で審議可決し、規程の制定、募集をかけ、4 件の申請があり、7 月の大学執行部会議にて承認された。

2. 改善の方策

【情報通信技術（ICT）を活用した教育の推進と学生支援】

継続的な情報環境の整備、改善を実施するため、次年度以降も引き続き教員への意見、要望調査を実施する。コンピュータ演習室について、キャンパス統合後の環境の変化や教員からの意見、要望に合わせて、適宜整備や改善を実施する。

【研究支援体制の整備】

バイアウト制度導入初年度の 2022 年度は 4 件の応募があったが、実際に研究時間の確保が出来るかをアンケート等で確認・検証する。

③ 入試部門

1. 現状の説明

【大学入学者選抜改革の更なる推進】

2023年度入試より一部学科で導入を目指す学校推薦型選抜（公募制）について、選抜方法の概要を確定した。また、新たな入試についても検討を開始した。検討は、大学執行部会議の下に置かれた入試改革分科会で素案を検討し、入学試験協議会において審議を重ねた。2021年7月7日の協議会で各学科への意向調査の文書が承認され、方向性が決まり、2021年10月6日の協議会で、学科意向に対して最終承認を行った。

協議会での承認を経て、その概要を大学公式ホームページに公表した。また、再度次年度入試概要の学科意向調査を行い、2022年2月19日入学試験協議会（持ち回り㊄2/25）で日本文学科と数物科学科が追加承認された。2023年度入試においては、当初予定の7学科から全体の3分の2である9学科が実施することとなった。また、新たな入試制度については、共通テスト利用の教科や共通テスト利用＋個別選抜、新たな入試を導入する際の実施時期等の検討を行ったが、志願者確保の見通しや費用等の課題が出され、継続して検討することとなった。

【高等学校生徒の大学授業科目先取り履修及び高等学校との連携協定締結等高大接続施策の拡充】

現在、附属高等学校生徒を対象とした大学授業科目先取り履修について、2023年度より他の高等学校女子生徒にも対象を広げるよう検討を開始し、連携協定の検討とともにを行った。

連携協定については、具体的な協定内容について、入試改革分科会及び入学試験協議会で検討を重ね、また対象校との協議を開始した。対象の麴町学園女子高等学校と協定内容の協議を重ね、協定書について2021年11月10日の入学試験協議会において承認された。12月に協定を締結した。また、大学授業科目先取り履修についても、当該校に提供することが決定した。

2. 改善の方策

安定的かつ多様な入学者の確保を目指し、また、学部学科再編の進捗に鑑みつつ、新たな入試制度についての検討を継続する。他大学は年内入試で多くの入学者を集める中、本学においても、学校推薦型選抜（公募制）の全学科実施を目指す。あわせて、連携校の拡充や新たな高大接続施策についての検討を促進する。

また、アドミッションポリシーについて、2022年1月19日の入学試験協議会において、入試種別ごとの重視するポイントを明確にして、ディプロマポリシー・カリキュラムポリシーの見直しと併せて学部・学科のアドミッションポリシーの見直しを行い、協議を開始することとなった。

アドミッションポリシー、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーの改善と入試制度の改革の推進が求められる。

④ 学生部門

1. 現状の説明

【キャリア支援】

キャリア教育、キャリア支援をさらに充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症による行動制限に対応するため、オンラインを活用したキャリア支援ガイダンスに取り組んだ。3・4年次を対象とした就職ガイダンス開催の時期、内容を現状に合わせて見直し、特に前年度実施できなかったものをオ

ンラインで実施できるよう開催方法を検討した。また1・2年次を対象としたセミナーを増やし、学生生活の充実と3年次以降の就職活動に繋がるような支援を検討した。その結果、新規の内容を含む、3・4年次向けガイダンス、1・2年次向けセミナーを年度内に各10回以上提供した（4年次対象の求人情報紹介の会（前年度より3回増）。3年次以下には卒業生との懇談会、内定者による就活体験談講座の再開。その他8件の新規講座を企画し開催）。低学年対象の講座では参加者同士の交流を取り入れることで、事後アンケートで良い評価を得た。

また、就職支援分科会のアクションプラン2021に基づき、「①進路決定状況の学科との情報共有に関するシステム」「②学生の個別相談受付システム」をシステム課と連携して新たに構築し、その両方を年度内に運用を開始した。

【国際交流】

留学制度の充実と留学生受入体制の整備・充実をはかるため、交換留学が可能な協定大学を2校開拓することを目指した。その結果、協定／覚書が国際交流委員会、大学執行部会議の審議、常任理事会の協議を経て承認され、交換留学が可能な協定大学を3校開拓することとなった。

また、国際交流課が募金事務室や経理課と連携し、国際交流委員会で審議の上、国際化のための寄付制度を構築することを目指した。その結果、既存の国際交流基金をJWU Global Fund(国際交流基金)として寄付制度を整備し、募金活動を開始できた。

【学生支援】

キャンパスを活用した教育研究環境の充実、特にラーニング・コモンズの活用促進によって学生支援を進めた。具体的には図書館内の「JWU ラーニング・コモンズさくら」及び百二十年館に新設された「JWU ラーニング・コモンズかえで」において、利用促進と利用者満足度の向上を図った。また、両コモンズの連携や効果的な活用を図るため、包括的な運用体制を整備することを目指した。

2021年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、各センター等による利用促進のためイベントを遠隔・対面で実施し、大学公式ホームページの修正等、広報強化に努めた。運用体制の包括的な整備については、大学執行部会議にJWU ラーニング・コモンズ連携分科会より、各センターの連携を図る体制について答申が出された。運用開始にまでは至っていないが、大学執行部でその内容を検討した。

2. 改善の方策

【キャリア支援】

コロナ禍によって就職活動のオンライン化がさらに進み、その部分はある程度残ると考えられる。また、アフターコロナにおいては、対面を通じたより手厚い対応も重要となる。次年度の開催方法については対面を含めて検討されており、ウィズコロナ、アフターコロナにおいても、対面とオンラインの双方の利点を生かしたキャリア支援のより効果的・有機的な運営と実施が期待される。特に動画を視聴した1・2年次の学生が3年次以降の就職活動に際して大学の支援をどのように利用するか、継続して検証する必要がある。

学生の就職支援のために必要なシステムについては、職員・教員・学生のニーズや利便性を把握した上で、必要があれば仕様を変更していくことが引き続き求められる。

今年度はオンライン化やシステム構築について目標を達成することができたが、こうした環境の整備や改善をもとに、就職に強い大学としてのブランドを強固なものとするのが求められる。

【国際交流】

新型コロナウイルス感染症対策のための水際対策などの状況により入国・出国手続きや入国後の生活

が不安定な状況が続くため、より安定した国際交流の環境づくりが切実となっている。この点は、他大学からの受入れや本学からの送り出し双方の制度・環境の充実が重要である。引き続き協定を締結した大学との交流を促進し、また新しい協定校の開拓を継続することが求められる。募金活動はスタートしたが寄付者はまだ少なく、金額も伸び悩んでおり、次年度以降、募金活動を推進し、寄付額の大幅アップを目指す必要がある。

アフターコロナに向けて、学生の経済的負担の少ない交換留学が可能となるよう、次年度も更なる協定校の開拓2校を目標に取り組む。また JWU GO の活動の一貫として、今後の協定校拡充の方針案を2022年度中に国際交流委員会で策定し、大学執行部会議で決定する。募金活動のための組織整備や募金促進を、JWU GO の活動の一貫として全学的に取り組む。

【学生支援】

コロナ禍によって、キャンパスという対面の空間、及び学生の居場所や交流の場が大学生活の活力や健康にとっていかに重要かが改めて明らかになった。また、教職員・学生が遠隔での授業やその他職務・学習・活動を経験したことは、オンラインのシステム環境をより効果的に使える素地になった。コロナ禍を機会として、アフターコロナを念頭におきながら、遠隔・対面双方を効果的・有機的に連携させたキャンパスの居場所づくりと交流機会の提供を、ラーニング・コモンズその他のさらなる充実を通じて進めることが望まれる。特に各センターの連携を図るための体制として JWU ラーニング・コモンズを全学的に統括する委員会組織の設置の検討・審議を継続する必要がある。

⑤ 社会連携部門

1. 現状の説明

本学では、生涯学習センター、リカレント教育課程、社会連携教育センターの活動を3本柱として社会連携活動を行っている。

【生涯学習センター】

生涯学習センターは、在学生のためのキャリア支援講座を開講するとともに、公開講座・相談事業・リカレント教育課程を通じて卒業生や一般の方々に対して生涯にわたる学習機会を提供している。このうちリカレント教育課程については別途説明する。

(1) 教養講座

コロナ禍が続く中、目白キャンパスではオンライン、西生田キャンパスでは講座の特性に鑑みて人数を制限した対面講座を中心にハイブリッド・オンラインを取り混ぜて提供した。120周年記念特別企画「日本女子大の歴史コース」連携講座や、桜楓会連携講座には多くの卒業生の参加を得た。デジタル・デバイドの解消に向けて学生が実施した「はじめての Zoom 講座」が高齢者に好評であった。

(2) 学内連携

学内連携を活かした講座(ダイバーシティ委員会連携の「性の多様性に向き合う女子大学」、中学校教員による「西生田キャンパスのタヌキから学ぶ」等)を提供した。また、キャリア支援課と情報を共有し、学生を対象とするキャリア支援講座をオンラインで提供した。

(3) 学外連携

新規自治体や外部団体との連携講座は具現化しなかったものの、文京区・川崎市連携のオンライン配信を実施することができた。

(4)受講生

オンライン講座を提供したことにより、全国から受講生を得た（一都三県：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を除いた受講者数は75名）。また、年間合計105講座を提供、一般会員は前年度から166名の増加となり、新たな受講層を獲得した。

【リカレント教育課程】

リカレント教育課程は、「リカレント教育のフロントランナー」として、女性の職業生活における活躍を後押しする2つのコースを開講するとともに、各種の事業を実施している。

(1)コースの運営

2021年度は、既存の「再就職コース」に加え、新規の「働く女性コース」を開講した。再就職コースを4月に開講し（受講生34名）、働く女性コースを6月に開講した（受講生13名）。2022年1月には再就職コースの企業説明会を開催した。また、3月にはリカレント教育委員ほか出席の下、両コース合同のハイブリッド修了式を実施した。

コースの運営に関して、学内の各委員会（リカレント教育委員会、生涯学習センター運営委員会、生涯学習センター運用委員会）において入学・受講状況の報告・審議を行った。また、文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）申請を行うとともに、厚生労働省給付金講座の変更申請手続きを行った。

初めての2コース実施は容易ではなく、講師の直前辞退などのトラブルも生じたが、新規コースの課題と改善点についてリカレント教育委員会での審議を経て次年度の改善につなげることができた。

(2)リカレント教育の普及活動

文部科学省からの受託事業「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」における「女性のためのリカレント教育推進協議会」幹事校として、以下のように加盟大学と連携してリカレント教育の普及活動を実施した。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う緊急事態宣言発令により、シンポジウム開催の一部を8月から12月への変更を余儀なくされたが、5月下旬にオンラインによる打ち合わせ会を実施し、文部科学省普及啓発事業及び協議会主催のシンポジウムについて、加盟大学とともに内容及びスケジュールのすり合わせを行った。

各催しについて経団連、鳥取県、文京区、豊島区等の連携先の協力を得て、7月開催の「修了生交流会」には東日本・西日本から90名、12月の「企業とのコラボレーションシンポジウム」には91名、1月の「全国フォーラム」には88名の参加を得た。

各アンケートについて現代女性キャリア研究所が分析を行い、分析結果を大同生命保険株式会社、リカレント教育委員会、及び文部科学省に報告した。

(3)連携大学との事業

リカレント教育課程が実施する文部科学省「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」「実務家教員COEプロジェクト」において、以下のように連携大学と事業を推進した。

前後期に実務家教員養成のための模擬講義をオンラインにて実施し、実務家教員養成校との事前打ち合わせを経て、6月より合計16回の模擬講義を実施した。前年度同様に地方在住者の遠隔配信も複数実施した。本学で実施する事前指導について実務家教員養成講座主催大学と調整を図り、本学で受け入れる実習者のスキル、準備基準を新たに設けた。模擬講義実習者（実務家）に対する本学教員、受講生からの評価については、WEB上での入力フォームを活用し、滞りなくフィードバックした。各実習についての評価をデータ化し、実績についてリカレント教育委員会、生涯学習センター運用委員会への報告を経て、3月に文部科学省に報告した。

前後期に実務家教員COEプロジェクト教材会議、事務担当者会議において、拠点校、連携大学、連携

企業と事業推進に関して協議した。

(4)文京区との連携事業

2021年4月に文京区、委託先のパーソルテンプスタッフ、明治大学と打ち合わせを行い、運営方針と実施方法の確認を行った。予算の問題から準備セミナーの実施が一部オンデマンド対応に変更となったが、本学より就活スキル講座に24名、求職者相談及び文京区内中小企業との交流会については22名が参加し、実施結果についてリカレント教育委員会に報告した。当事業はコロナ禍での税収減少による予算削減で当年度終了の可能性が以前より示されていたが、本学の要望や中小企業対策の見直しにより、次年度にも継続の見込みとなった。

【社会連携教育センター】

社会連携教育センターは、本学の教育理念である三綱領に則り、学生・生徒や教職員、卒業生等による人的資源及び知的資源をもって、学外の教育研究機関、企業その他の団体、地域社会等との連携を推進している。

本学では2021年度より「JWU社会連携科目」及び「社会連携教育認定プログラム」を開始した。同センターと紐づけられた社会連携教育委員会において、これらの開始に向けた準備（JWU社会連携科目の開講の準備及び認定プログラム履修に関する具体的な手続き等の整備）を行った。

2. 改善の方策

【生涯学習センター】

生涯学習センターの活動については、当初の計画・目標どおりの成果を上げることができた。次年度以降も現在の取り組みを継続するとともに、自治体や外部団体と連携した講座について検討を行うことが望まれる。

【リカレント教育課程】

リカレント教育課程の活動については、当初の計画・目標どおりの成果を上げることができた。上記「1. 現状の説明」で述べた各事業において今年度の成果を更に発展させる方策として、以下のことをあげることができる。

- (1)コースの運営においては、今年度より開始した新プログラムのPDCAサイクルを機能させ、既存のプログラムとともにより良いプログラムとすることを目指す。
- (2)リカレント教育の普及活動においては、協議会発展のために本学が幹事校として活動を軌道に乗せてきたが、更なる発展のために幹事校を輪番制としフォローしながら活性化させることを目指す。
- (3)連携大学との事業においては、実習者（実務家）をリカレント教育課程担当講師として採用することを検討する。
- (4)文京区との連携事業においては、事業終了後にも構築した連携システムを継続させるよう調整を図る。

【社会連携教育センター】

社会連携教育センターの活動については、当初の計画・目標どおりの成果を上げることができた。今年度の成果を更に発展させる方策として、次のこと等をあげることができる。今年度の履修状況をもとに社会教育認定プログラムの履修者を増やす方策について検討すること、社会連携・社会貢献活動Ⅰ・Ⅱにおける実習活動先の充実を図ること、JWU社会連携科目及び社会教育認定プログラムの学習成果を可視化する（具体的には外部テスト〔PROGテスト〕により、科目履修者や認定プログラム修了者のコンピテンシー項目の伸長を比較分析する）こと。

上記のいずれについても、コロナ禍における社会環境の変化、学生・卒業生・一般会員のニーズを察知しながら、各活動の最適化・活性化を行うことが望まれる。

⑥ 大学運営・財政部門

1. 現状の説明

【総務部 総務課】

大規模地震、災害に備え、防火・防災意識の更なる向上とマニュアル、防災備蓄品、及び防火・防災体制を整備するとともに事業継続計画を策定するという到達目標に対して、次の行動を行った。

- ・キャンパス統合に伴う消防計画の作成。
- ・自衛消防隊の再編成。
- ・新消防計画に基づく防災訓練の実施（11月11日）。
- ・災害時の安否確認システムの導入。
- ・妊産婦・乳児救護所に関する開設キットによるマニュアルの策定。

【入学・広報部】

(1)学生・教職員のコミュニケーション強化・協働する広報組織体制の構築及び SNS 等の発信の強化、
(2)受験生やその保護者等ターゲットを意識した附属校園の HP のリニューアル及び大学の HP の改善という 2 項目の到達目標を設定し、次のように行動した。

- ・JWU PR アンバサダーを組織して学生による情報発信を開始。
- ・公式 Facebook を立ち上げ、保護者や卒業生等広い年齢層を意識した発信を開始。
- ・学科、事務局、附属校園に広報担当者を置き、情報収集の体制を整えた。結果、学園としての情報発信ができた。
- ・附属校園のホームページを大学、法人のホームページと同じコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）上に移行した。

【財務部 財務課】

予算の適正な執行を行うため、次の項目を実行した。

- ・高額な調達案件については、財務委員会で適正な調達方法を協議し、入札をはじめ見積合わせ等、経費抑制効果を意識した調達を行った。
- ・年度途中において予算執行状況の確認を行い、余剰予算の返還と不足予算単位への追加措置を講じた。

2. 改善の方策

【総務部 総務課】

- ・大規模災害時の事業継続計画を策定し、シミュレーションを行う。
- ・地震や火災に加えて年間数回起り得る台風接近時の危機対応及び授業実施体制を構築する。
- ・策定した妊産婦乳児救護所に関するマニュアルについて利用体制を整える。
- ・特に妊産婦乳児救護所の開設及び運営についても、マニュアルに基づき訓練を実施し、改善を行うことが望ましい。その際、妊産婦乳児救護所は、家族同伴は可能なのか、外国語での対応は可能なのかなどの具体的な教職員・学生・区民からの疑問に対応することが望まれる。
- ・地震、火災の対策を講じていることは理解できたが、台風接近の場合の対応、授業での休講・オンラインへの切り替えなどの対策を、非常勤講師も含めて、迅速かつ細やかな対応とするよう、検討する必要がある。

【入学・広報部】

- ・広報部が現状に対して、どのような問題意識を持っているのか、もう少し具体的に示す必要がある。本学がどのような学生をターゲットにするのか（どのような学生に来てほしいのか）を明確にし、受験生を意識した中高生と親、及び世間に対して（外部に対して）発信力が増す方法を提示することが求められる。
- ・広報の自己点検内容が、全体的に、学内関係者の体制内でのやり取りで完結しているように見受けられる。効果が上がらない要因について、どのような認識を持っているのかを示すことが必要。
- ・公式 Facebook 等各種フォロワーを獲得するために、広報担当者と学園関係者との定期的な連絡会を実施する等体制を強化する。
- ・大学公式ホームページの見直しを含めた全体的な構造改革を計画的に行う。

【財務部 財務課】

- ・2021 年度決算を踏まえて財務比率の目標値について見直しを行う。
- ・2020 年度に策定した「財政計画 2030」の内容に比して財政状況の著しい悪化が予測される場合には財政計画の修正協議を行う。なお、「財政計画 2030」は 2023 年度に見直しをする予定がある。

日本女子大学自己点検・評価に関する諸規則

■日本女子大学自己点検・評価規則

平成8年2月1日
制定

改正	平成10年4月1日	平成15年3月12日
	平成17年4月1日	平成18年4月1日
	平成19年4月1日	平成22年4月1日
	平成24年4月1日	平成26年4月1日
	平成27年4月1日	平成29年4月1日
	平成30年4月1日	平成30年6月1日
	平成31年4月1日	2019年6月1日
	2020年4月1日	2021年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、日本女子大学学則第2条、日本女子大学大学院学則第2条及び日本女子大学家政学部通信教育課程規程第2条の規定に基づき、大学及び大学院の目的並びに社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況及び管理運営等について、自己点検及び評価を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の組織)

第2条 前条の目的を達成するために、内部質保証推進組織として自己点検・評価委員会を置く。

2 自己点検・評価委員会は、統括するための自己点検・評価委員会幹事会(以下「幹事会」という。)と点検・評価を行うための部門からなる。

(点検・評価項目)

第3条 自己点検・評価は、別表1に定める項目を基準とし、その細目については、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準等に基づく。

(各種方針)

第4条 自己点検・評価委員会は、前条に定める別表1の項目ごとに方針を定め、日本女子大学各種方針として公表する。

(目標策定及び実行指示)

第5条 大学改革運営会議は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委

員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する教学部門の委員会に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

2 常任理事会は、中・長期計画に基づいた事業計画に則り、自己点検・評価委員会の示す基本方針及び実施基準に基づき、該当する部局等に年度ごとに目標の策定及び実行を指示する。

(自己点検・評価委員会幹事会)

第6条 幹事会は、次の事項を決定する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針、実施基準及び評価指標の策定
- (2) 各部門から報告された点検・評価結果の検証
- (3) 自己点検・評価報告書の作成及び報告
- (4) 認証評価及び外部評価の実施に関する事項
- (5) その他幹事会が必要と認める事項

2 幹事会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 総合企画部長
- (4) 総務部長
- (5) 各部門の部門長
- (6) その他幹事会が必要と認める者

3 委員長は副学長が当たり、副委員長は委員長によって指名された委員が当たる。

4 委員長は、幹事会を招集しその議長となり、副委員長はこれを補佐する。

5 幹事会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 幹事会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって決する。

(部門)

第7条 各部門は、基本方針と実施基準に基づき、該当委員会及び部局の自己点検・評価結果を検証し、幹事会に報告する。

2 各部門及び構成員は、次のとおりとする。

- (1) 教学部門 教員3名、学務部長、学務部事務部長
- (2) 教育研究等環境部門 教員3名、管理部長、学務部長、学務部事務部長、図書館事務部長
- (3) 入試部門 教員3名、入学・広報部長
- (4) 学生部門 教員3名、学生生活部長、学生生活部事務部長
- (5) 社会連携部門 教員3名、社会連携教育センター所長、通信教育・生涯学習事務部長
- (6) 大学運営・財政部門 教員3名、財務部長

3 部門担当となる教員は、専門性が必要な部分は幹事会委員長が指名し、それ以外は各学

部から選出する。

4 各部門の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 各部門の構成員のうち1名を部門長とする。

(自己点検・評価におけるIRの活用)

第8条 自己点検・評価は、客観的な根拠資料又はデータに基づき実施するよう努める。なお、データの取り扱いについては、別に定める。

(点検・評価結果の活用)

第9条 自己点検・評価委員会は、大学執行部会議に自己点検・評価報告書及び検証結果を提出しなければならない。

2 大学執行部会議は、自己点検・評価報告書の精査、決定を行い、日本女子大学における教育研究活動の状況及び管理運営等の改善・改革方策の策定を行う。

3 学長及び理事長は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、有効かつ具体的な措置を講ずる。

4 本学の構成員は、自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた事項について、改善に努めなければならない。

(点検・評価の公表)

第10条 自己点検・評価の結果は、学長及び理事長の責任において公表する。

(事務局)

第11条 自己点検・評価委員会の事務は、総合企画部大学改革推進室が行う。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年3月12日から施行する。

附 則 (事務組織改編に伴う改正)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (役職新設等による委員の追加に伴う改正)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織変更に伴う改正）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織変更等に伴う改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（各委員会の役割の明確化等に伴う改正）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（大学基準への対応及び内部質保証体制の見直しに伴う改正）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（事務組織改編等に伴う改正）

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（各種方針及び到達目標策定事項の追加に伴う改正）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（JWU 女子高等教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（社会連携教育センター設置に伴う改正）

この規則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正）

1 この規則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

2 日本女子大学各機関等自己点検・評価委員会規程及び自己点検・評価プロジェクトチームに関する内規は廃止する。

1	大学・学部（通信教育課程を含む）・大学院等の理念・目的
2	内部質保証
3	教育研究組織
4	教育課程・学習成果
5	学生の受け入れ
6	教員・教員組織
7	学生支援
8	教育研究等環境
9	社会連携・社会貢献
10	大学運営・財務
11	その他

■日本女子大学外部評価委員会規程

平成30年8月8日
制定

改正 2021年4月1日

(設置)

第1条 日本女子大学は、日本女子大学自己点検・評価規則に基づいて実施した自己点検・評価の結果の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果について、検証及び評価を行う。

2 委員会は、前項の評価の結果を本学自己点検・評価委員会に報告する。なお、自己点検・評価委員会は、これを大学執行部会議に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、5名以上10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、高等教育及び自己点検・評価に関し高度な知見があり、本学の設置目的について理解のある学外の学識経験者等の中から自己点検・評価委員会が選考し、自己点検・評価委員長が委嘱する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として2期までとする。

(委員長)

第5条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから自己点検・評価委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長の任期は2年とする。ただし、委員長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長は、再任されることができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務は、総合企画部大学改革推進室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は自己点検・評価委員会が定める。

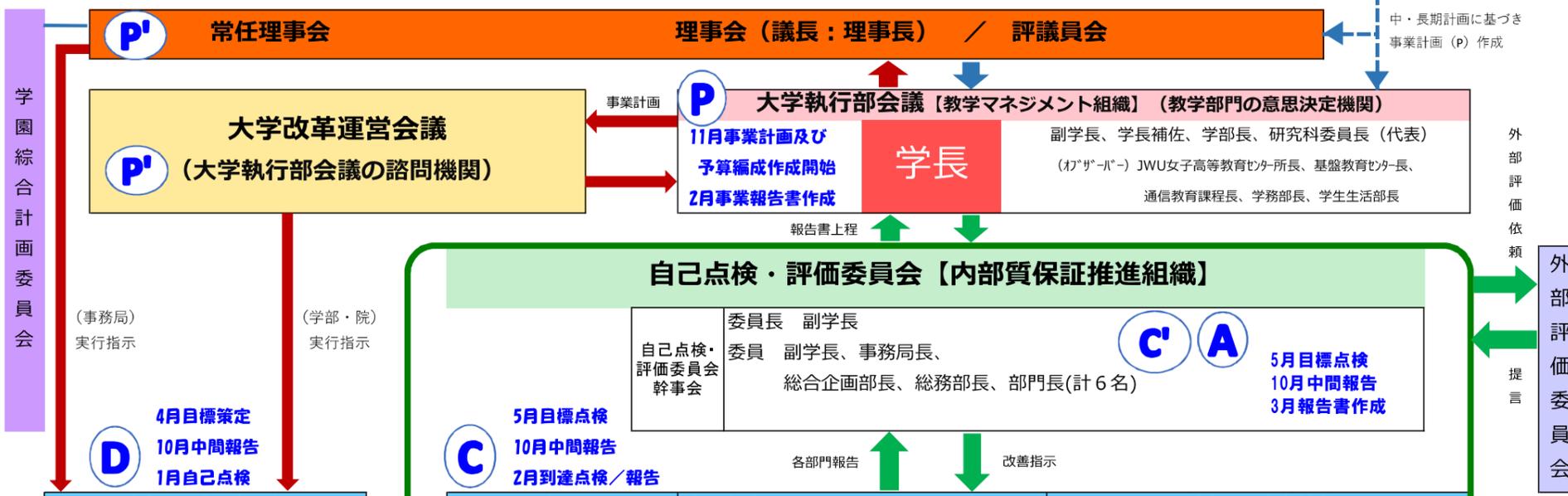
附 則

この規程は、平成30年8月8日より施行する。

附 則 (自己点検・評価体制変更及び事務組織変更に伴う改正)

この規程は、2021年4月1日より施行する。

理念	建学の精神
目的	三綱領
	3つのポリシー／人材養成・教育研究上の目的に関する規程
計画	中・長期計画（アクション・プラン 2021～2023年度）



4月目標策定
10月中間報告
1月自己点検

当該委員会／部局等

学部(教授会)、研究科(委員会)、JWU女子高等教育センター、基盤教育センター等
図書館、メディアセンター等
入学試験協議会等
学生支援センター、国際交流センター等
社会連携教育センター、生涯学習センター等
事務局等

※2 年3回のモニタリングを含む

5月目標点検
10月中間報告
2月到達点検／報告

自己点検・評価委員会【内部質保証推進組織】

部門	部門担当 (教員18名※1 + 部長クラス)	対応する大学基準
① 教学部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長	●理念・目的 ●教育課程・学習成果 ●教員・教員組織 基準 1・4・5・6
② 教育研究等環境部門	教員3名 学務部長、学務部事務部長 管理部長、図書館事務部長	●教育研究組織 ●教育研究等環境 基準 3・8
③ 入試部門	教員3名 入学・広報部長	●学生の受け入れ 基準 5
④ 学生部門	教員3名 学生生活部長 学生生活事務部長	●学生支援 基準 7
⑤ 社会連携部門	教員3名 社会連携教育センター所長 通信教育・生涯学習事務部長	●社会連携・社会貢献 基準 9
⑥ 大学運営・財政部門	教員3名 財務部長	●大学運営・財務 基準 10



<PDCAサイクル イメージ図>

